

議案第119号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月9日提出

豊橋市長 長 坂 尚 登

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年豊橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（議会の議決に付すべき契約） 第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、 <u>予定価格2億2,500万円</u> 以上の工事又は製造の請負とする。	（議会の議決に付すべき契約） 第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は <u>予定価格1億5,000万円</u> 以上の工事又は製造の請負とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、資材価格の高騰等による社会経済情勢の変化に鑑み、議会の議決に付すべき契約の予定価格を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。